

2016 年 11 月 7 日

各位

一般社団法人 関東大学バスケットボール連盟

外国人登録に関する件

表記の件、今般、東京成徳大学外国人選手登録初期における（一社）関東大学バスケットボール連盟（以下：当連盟）と東京成徳大学（以下：当該大学）双方の確認不足による大会参加登録後の抹消により、関係各位並びに関東学連バスケットボールファンの方々に混乱を生じさせたことにつき、深くお詫び申し上げます。

以下、経緯報告致します。

1. シーズン前に大会参加資格が認められた外国人選手をシーズン途中で抹消した件

(1) 経緯

7/1 J B A に選手登録

7/上旬 当連盟、競技部の学生に当該大学の主務学生より J B A 選手登録済みの外国人選手大会参加登録（以下：当該選手）に関する電話での問い合わせがあり、在学証明書の提出を求め「問題ない旨」回答した。

→その際、当該大学からは当該選手の年齢、海外の大学での卒業歴等の情報提供はなく、当連盟も敢えて確認はしなかった。

9/3 シーズン開幕

9/18 3 部リーグ所属の他大学監督より、当連盟に当該選手が 2 5 才であり、海外の大学を卒業しているとの情報が入ったため、9/22 の当連盟理事会で当該大学に確認書類の提出を求めることとなる。

10/2 当該大学（部長兼監督）の許可を得て、当該選手に当連盟（競技部長）がヒアリングを実施、海外の大学を卒業（学士取得）している件を事実確認する。

当連盟（競技部長）と当該大学（部長兼監督）が当連盟規約集を基に協議し、当該大学（部長兼監督）から学士入学が規約違反であることは「知らなかった」「見落としていた」との回答を得る。

10/3 当該大学より書類で回答があり、当該選手の海外の大学での卒業（学士取得）の確認が取れる。

10/6 当連盟は役員会を開催し、

（1）当該選手の大会登録抹消

（2）当該大学チームの 1 次ステージの全試合を没収試合とする

（3）当該大学は最下位（12 位）で 2 次ステージに参加させるの処分を決定。

10/8 当該大学（部長兼監督）より、当連盟理事長宛に規約違反を認める書面が到着。

(2) 処分決定の根拠

・ 当連盟「定款 5 2 条 罰則」

1. 会員または、加盟大学が第 14 条 1 項（定款その他の細則に違反したとき）は、（中略）除名処分のほか、理事会において審議のうえで次の処分を行う。

- （1）主催競技会への出場停止
- （2）始末書または理由書の提出
- （3）その他

2. 前項の罰則内容の詳細等に関する細則は、別途定める。※

※（法人化前の任意団体時の規約を継続）

・ 当連盟「登録に関する細則 4 条 選手の登録 5.（1）」

外国人選手は学部在籍する学生でなければならない。なお、短期留学生、交換留学生（中略）、学士入学をした学生等は認められない。

(3) 原因

1. 当該大学が学士入学を規約違反と知らなかった。（解釈が誤っていた）

① 当該大学：当該選手は通常（AO＜推薦＞）入学者で、学士入学者※1ではない

② 当連盟：当該選手は海外の大学を卒業した学士であり、学士入学者※2に当たる

※1 学士号を持つ者（取得予定者を含む）が、他大学や他学部編入学する制度

※2 現実には、学士を持った外国人でも編入学（日本語検定 2 級以上取得者が多くの大学での編入の条件）はおらず 1 年生からの入学が殆どで、慣例として学位を持った学生の入学を学士入学として扱っており、これまで問題となったことはない。

2. 当連盟では、当該大学が学士入学の規約を確認したうえの登録申請と認識し、敢えて確認しなかったこと。

2. 当該大学監督の謹慎の件

- (1) 上述のとおり、当連盟の審議の中では、監督個人への処分については一切取り上げておらず、部長兼監督個人が自主的に行ったもので、10/8 付で本人から当連盟理事長宛に規約違反を認める書面も出ている。
- (2) 当該大学の下位ブロックでの 2 次ステージ参加は、10/6 の当連盟の理事会でプレーヤーズファーストの観点から決定したもので、監督の謹慎を条件として参加を認めた等の恣意性は見当たらない。

3. 混乱を受けての対応

10/23 3 部リーグ（1 2 チーム）の全監督意見交換会を開催

当連盟（会長・理事長・総務部長・競技部長・同副部長も同席）より、一連の経緯、処分の決定方法・根拠について全監督に説明し、意見交換を行った。

< 監督からの意見・要約 >

- （1）当該選手の大会登録抹消

① 問題発覚後に当該大学の部長兼監督や当該選手にヒアリングを行った等のプロセ

スを公表すべきだった。

②初めてのケースであり、措置としてはやむを得ないが、学生間のやり取りで登録が完了しまった（十分な確認がされなかった）ことが原因であり、再発防止のため、登録業務を行う学生でも理解可能なガイドラインの作成・展開や説明会を開催してほしい。

③当該大学（部長兼監督）、虚偽報告をしたつもりはなく、自分の解釈が間違っていた。再発防止策を検討してほしい。

⇒再発防止策を講じることを条件に、全会一致で 10/30 臨時理事会決定に従うとの合意形成がなされた。

（２）最終順位の決定方法

①順位表が２回も変更になったことはまずいと考えが、10/30 の臨時理事会で決定されれば従う。

②その決定方法が明確で理解ができる内容であれば、10/30 の臨時理事会で決定されれば従う。

⇒全会一致で 10/30 臨時理事会決定に従うとの合意形成がなされた。

（３）当該大学（部長兼監督）の謹慎

特になし。

⇒謹慎が部長兼監督の自主的なもので、当連盟の処分でないことが確認された。

＜当連盟より＞

（１）（会長）本日の監督会の意見を参考に 10/30 臨時理事会で最終措置を決定する。

（２）（会長・理事長）加盟大学は代議員会に積極的に出席いただき、連盟・大学・代議員との連携強化、体制の改善を図っていきたい。

（３）（総務部長）（罰則）規約細則の制定や必要書類の明記を進めていく。

旨が表明された。

10/30 当連盟臨時理事会を開催

＜決定内容＞

（１）処分（外国人選手大会登録の抹消処分）の変更は行わないものの、全監督会の意見も考慮し、再発防止策を次シーズン（春）前までに外国人登録方法マニュアルを整備し周知する。

（２）一連の経緯、最終決定、再発防止方法を当連盟ホームページに掲載する。

11/7 当連盟第４回理事会を開催

＜決定内容＞

① 当該大学については１次ステージの没収試合

② 当該大学（部長兼監督）の自主的謹慎

③ 規約違反を認める文面提出

以上の事により、当連盟は当該案件を終了とする。

以 上